

県民協働による沿道修景の取組について

宮崎県 県土整備部 道路保全課

1. はじめに

本県は、九州の東南端に位置し、西は九州山地を背に、東は太平洋に面しており、霧島錦江湾国立公園※、祖母傾国定公園、九州中央山地国定公園、日豊海岸国定公園、日南海岸国定公園に代表される風光明媚な山岳と海岸地形を併せ持っています。平均気温 17.3 度、年平均降水量 2,457mm、日照時間 2,099 時間と気象的に極めてめぐまれ、植生についても温帯から亜熱帯にいたるまで広範囲にわたって多種多様な植物の分布がみられます。

このような温暖な気象条件のもとに、すぐれた環境を保護し、さらに緑あふれる郷土づくりを推進するとともに道路を単に人や物を輸送するための施設としてではなく、利用者に快適性と心のやすらぎ・ゆとりを与える場としての道づくりという考えから、県内の主要道路に樹木および花木等を植栽し沿道における景観美の育成を図ってきたところです。今回の道路行政セミナーでは、昭和 44 年に全国に先駆けて制定した「沿道修景美化条例」の紹介を行うとともに、県民との協働による様々な沿道美化に向けた取組について紹介します。

※霧島錦江湾国立公園は、平成 24 年 3 月 16 日に霧島屋久国立公園から名称が変更されました。



2. 「沿道修景美化条例」

(1) 制定までの沿革

本県では、いち早く観光の振興を県政の重要な施策として推進し、その一環として県土全体を公園のように美しくする”全県公園化構想”のもとに、すぐれた自然景観を保護しながら美しい郷土づくりに努め、住みよい豊かな社会づくりを目指してきました。

県内で沿道に初めて修景の美化のために植栽が行われたのは昭和 12 年で、ロードパークとして知られている日南海岸の国道沿いに、民間の手によってフェニックスが植栽されました。

道路管理者が道路の沿道に花木等を植栽する



写真① 国道 220 号 堀切峠
(年代不明) 資料：宮崎交通

沿道修景に取り組み始めたのは昭和 37 年で、国道 10 号沿いにパンパスグラスを植えたのが始まりです。その後、昭和 38 年には関係機関、各団体によって宮崎県“美しい郷土づくり運動”推進協議会が結成され、全県的に花木等の植栽が進められ、生活環境の美化に関する県民運動が推進されることとなりました。



写真② 国道 220 号 堀切峠 (平成 20 年)

(2) 条例の内容

「沿道修景美化条例」は、昭和 44 年に全国で初めて策定された沿道修景に係る条例で、昭和 37 年以来、県を上げて取り組んできた沿道における自然景観の保護と修景植栽事業を集大成し、沿道修景美化の進むべき方向を明確にし、「美しい郷土づくり」を目指すものです。

条例では、①沿道修景植栽地区、②沿道修景指定樹木、③沿道自然景観地区のそれぞれの地区・樹木を指定し、積極的に植栽・植樹することにより、美しい沿道環境の保全・創造を推進するものであります。沿道修景植栽地区において街路等の植栽帯や街路樹と異なる点は、歩道や中央分離帯だけではなく、主に路側の道路区域内に景観と調和した植栽等を行っている点にあります。

なお、指定地区等においては行為の制限が設けられており、沿道修景樹木の伐採や移植、自然景観地区における建築物等の新築・増築や土地の形状変更を行う場合などには、事前に知事への届出が必要となります。



写真③ 国道 10 号 高鍋町 パンパスグラス



写真④ 国道 268 号 小林市野尻町 ヨドガワツツジ

3. 県民との様々な取り組み

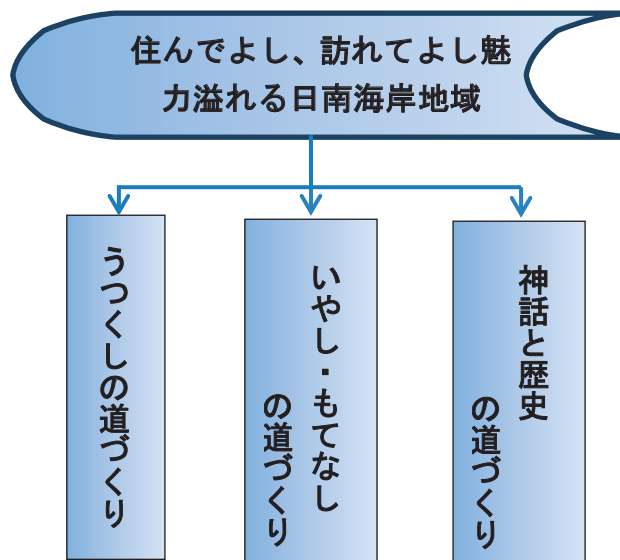
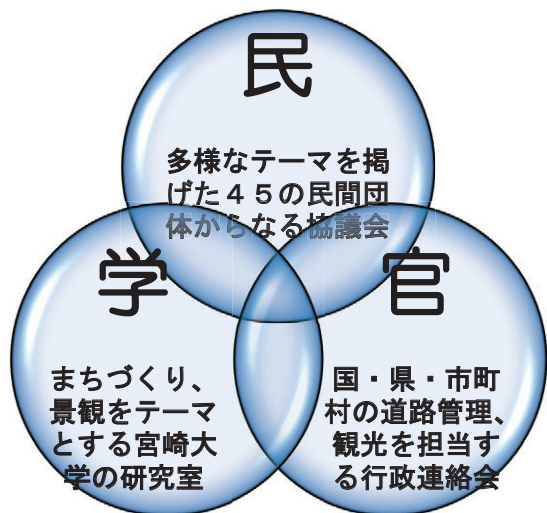
(1) 日本風景街道（シーニック・バイウェイ）での取り組み

本県では、「日南海岸きらめきライン」と「日豊海岸シーニック・バイウェイ（蒲江・北浦大漁海道）」の2ルートが指定を受け、それぞれ独自の事業を展開しています。

「日南海岸きらめきライン」では、民（45の民間団体）・官（国、県、市）・学（宮崎大学）の協力体制が確立されており、“うつくしの道づくり”をひとつの柱に、沿道に花木類の植栽・植樹など様々な活動に取り組んでいます。

具体的には、県が管理している苗圃で自ら花の苗を生産するシステムを構築し、植栽帯や沿道の空き地に花植えを行ったり、プランターの設置、桜などの樹木の植樹等を行っています。また、平成22年度からは、宮崎大学の協力により宮崎大学構内で、2日間にわたってパートナーシップの役割と風景、道づくりと交流による地域興しなどについて、大学の先生をはじめとする講師の方々や全国の活動家の方による講義が行われています。

（日南海岸きらめきラインの取組み）



写真⑤ 花の鉢植え作業状況



写真⑥ 住民等による沿道の花壇に花植え



写真⑦ 日本風景街道大学での講義

また、「日豊海岸シーニック・バイウェイ（蒲江・北浦大漁海道）」は、「浦ごとにある海業の連携で、質の高い道路空間づくりをととした地域振興」をコンセプトとし、佐伯市蒲江と延岡市北浦を中心とする県境を越えた地域で活動を展開しています。

この地域では、道路清掃活動だけでなく、「東九州伊勢エビ海道 伊勢エビ祭り」の開催などを通じて、地域産業と連携しながら、民間主体の地域活性化の取組みを行っています。

(2) “みやざきの道でつなごう地域の絆プロジェクト”の取組み

本県では、予算的な制約から行政による道路環境の維持・向上が厳しくなりつつある一方、地域の道は地域で守るという意識に基づいた地域住民主体の道路愛護活動が活発になっている状況を踏まえ、県としてもこのような活動を支援する制度を設け、県民協働による道路環境保全活動の促進に努めているところです。

支援制度の具体的内容としては、県と協定を締結した自治会や団体・企業等が県管理道路において花の植栽や清掃などを行う場合、花の苗を支給したり、清掃用具等の貸出を行っています。

また、沿道の草刈り活動についても、平成 22 年度から少額ながら活動奨励金を支給しているところです。

さらに、平成 24 年度からは、道路愛護活動についての研修会や植栽講習会等を実施する団体に対して、その経費の一部を補助することとしており、新規に道路愛護活動に取り組む団体等のスタートアップや活動地域の拡大などの取組みを支援することとしております。

平成 23 年度末の時点で、県と協定を結んでいる団体は 95 団体ですが、この他にも自主的に道路愛護活動に取り組んでいる団体等が多数あり、今後、これらの団体等を含め、より多くの団体等と連携した活動により、道路環境の維持・向上に努めていきたいと考えています。

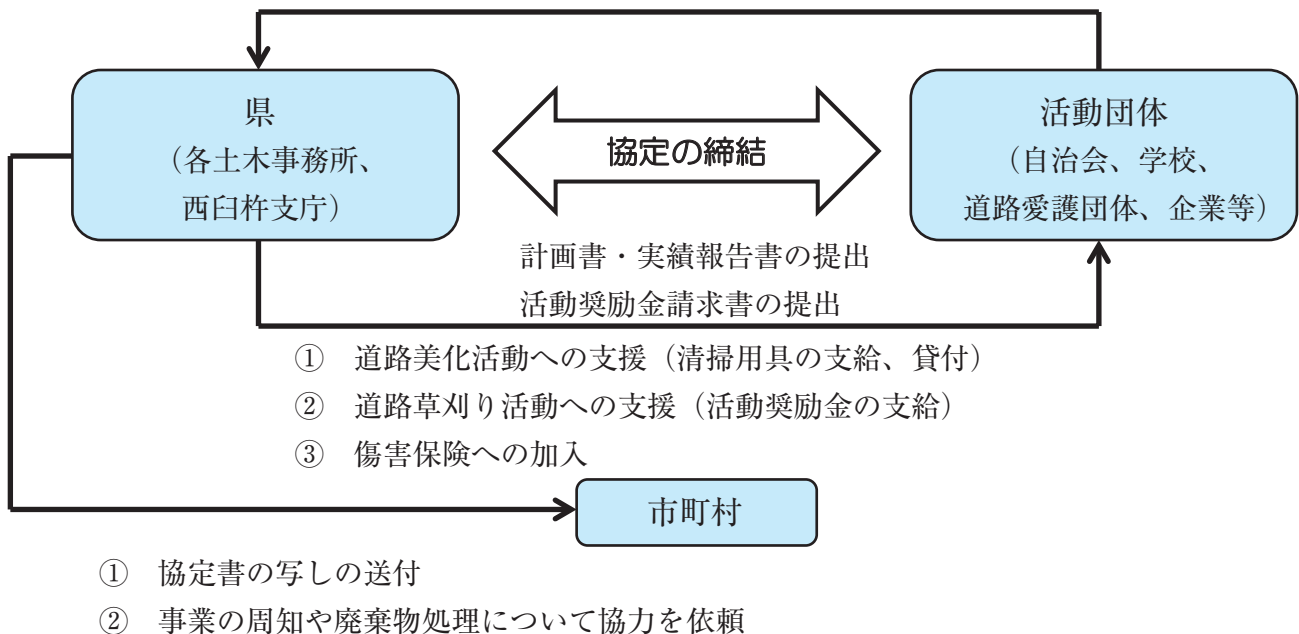
<みやざきの道でつなごう地域の絆プロジェクトの概要>

1) “クリーンロードみやざき” 推進事業

県管理道路において地域住民等が行う道路美化活動及び道路草刈活動を支援する。

<フロー図>

- ① 道路美化活動（清掃、花木の植栽等）の実施
- ② 道路草刈り活動の実施
- ③ 道路施設の異常等に関する情報の提供



2) 道路愛護運動推進事業

道路愛護思想の普及啓発のため、以下の事業を行う。

- ① 道路ふれあい月間・道路愛護デー等における道路清掃活動、啓発イベントの実施
- ② 道路愛護功績者表彰
- ③ 道路ふれあい活動推進事業補助金
 - ・補助限度額：1団体50万円（予定）
 - ・補助対象経費：講師謝金、旅費、苗購入費



写真⑧ 道路美化活動



写真⑨ 道路草刈り活動

4. おわりに

公共事業の予算が、全国的に縮小される中ではありますが、高度成長期に建設された多くの道路施設は老朽化が進んでおり、本来は、これらに対応して、道路の維持補修に係る予算を増額する必要があると考えています。しかしながら、本県は、全国と比較しても社会資本の整備が遅れており、特に、道路は、まだまだ整備を進める必要があることから、道路予算の中で維持補修のシェアを拡大するのも厳しい状況にあります。

こうした意味でも、県民との協働による沿道修景の取り組みは、道路維持費のコスト縮減につながるとともに、地域の道路は道路管理者と地域住民が連携して守るという意識の醸成が図られるものと期待しております。